

大阪府建築物に付属する特定の設備等の安全確保に関する条例に基づく届出
エレベーター事故(平成19年度届出分)

平成19年度報告分

NO.	報告種別	記述項目	内容
28	第1報 (速報)	発生日時	平成20年3月4日(火)／12:00頃
		発生場所	八尾市
		建築物用途	マーケット
		事故の状況	乗り込む際につまずき転倒しそうになった人を支えきれずに共に転倒
		被害者の概要	65歳以上(1名) 軽傷(入院を要さない程度)
	第2報 (詳報)	事故の原因	
	再発防止策		
27	第1報 (速報)	発生日時	平成20年2月25日(月)／12:30頃
		発生場所	大東市
		建築物用途	共同住宅
		事故の状況	段差に気付かず転倒
		被害者の概要	20～64歳以下(1名) 顔を強打し左まぶた上と口の中が出血(入院を要さない程度)
	第2報 (詳報)	事故の原因	
	再発防止策		
26	第1報 (速報)	発生日時	平成20年2月4日(月)／17:40頃
		発生場所	大阪市
		建築物用途	マーケット
		事故の状況	被害者が保護者の目から離れた隙に、エレベーターの隙間に手を入れ負傷。
		被害者の概要	5歳以下(1名) 左手指打撲(入院を要さない程度)
	第2報 (詳報)	事故の原因	
	再発防止策	・注意喚起表示を取付 ・かご戸と出入口横のすき間を調整	
24	第1報 (速報)	発生日時	平成19年10月13日(土)／13:12頃
		発生場所	大阪市
		建築物用途	共同住宅
		事故の状況	扉が開いた際に手を巻き込まれる。
		被害者の概要	65歳以上(1名) 左手を挫傷(入院を要さない程度)
	第2報 (詳報)	事故の原因	被害児童が、扉に手を添えていた為
	再発防止策	注意喚起シールを貼付。	
23	第1報 (速報)	発生日時	平成19年10月14日(日)／17:40頃
		発生場所	堺市
		建築物用途	マーケット
		事故の状況	被害者が慌ててエレベーターに乗り込み、乗り口側を向こうと半身になり、扉と右肩が接触。
		被害者の概要	20～64歳(1名) 右肩打撲(入院を要さない程度)
	第2報 (詳報)	事故の原因	本人の不注意と考えられる
	再発防止策	特になし(安全装置に異常なしのため)	
22	第1報 (速報)	発生日時	平成19年10月14日(日)／頃
		発生場所	大阪市
		建築物用途	その他
		事故の状況	エレベーター内側の扉に手を触れていた為、開いた時に扉の間に挟む。
		被害者の概要	6～12歳(1名) 右手擦り傷(入院を要さない程度)
	第2報 (詳報)	事故の原因	エレベーター内側の扉に手を触れていた為。
	再発防止策	「指詰め注意」のシールを扉に貼り、注意喚起。また、扉の開閉速度を出来るだけ遅くなるよう調整。	

21	第1報 (速報)	発生日時	平成19年10月2日(火)／	
		発生場所	河内長野市	
	建築物用途	マーケット		
	事故の状況	開いた時に内扉の間に指を挟む。		
第2報 (詳報)	被害者の概要	65歳以上(1名) 右手指負傷(入院を要さない程度)		
	事故の原因	エレベーター内側の扉に手を触れていた為。		
20	第1報 (速報)	再発防止策	「ドアに触れると危険」のシールをエレベーターの内側、外側の扉横、固定部分に貼る。	
		発生日時	平成19年9月12日(水)／1:00頃	
	発生場所	堺市		
	建築物用途	遊技場		
第2報 (詳報)	事故の状況	エレベーター上昇中、途中で下降し、急停止事故後閉じ込め。		
	被害者の概要	13歳から19歳(5名) 20歳から64歳(4名) 腰痛、気分不良、頭痛、目眩、腰部及び腎部打撲 (いずれも入院を要さない程度)		
19	第1報 (速報)	事故の原因	シーブの摩耗によりロープが滑りかごが降下	
		再発防止策	メインシーブ、主索等の取替	
	第2報 (詳報)	発生日時	平成19年8月22日(水)／12:50頃	
		発生場所	大阪市	
第1報 (速報)	建築物用途	百貨店他		
	事故の状況	エレベータ内にて、利用者が左手をドアに挟まれ負傷。		
18	第2報 (詳報)	被害者の概要	65歳以上(1名) 薬指第一関節出血(入院を要さない程度)	
		事故の原因	閉まりかけていた昇降路ドアを手で止めようとした	
	第1報 (速報)	再発防止策	昇降路ドア用センサーを取付	
		発生日時	平成19年8月17日(金)／18:20頃	
17	第1報 (速報)	発生場所	大阪市	
		建築物用途	共同住宅	
	第2報 (詳報)	事故の状況	エレベータ内にて、利用者が段差により転倒。	
		被害者の概要	65歳以上(1名) 足首の骨折(ひび)(入院要否不明)	
16	第1報 (速報)	事故の原因	停止した際に段差が生じたため	
		再発防止策	停止位置を決める移送器を取替	
	第2報 (詳報)	発生日時	平成19年8月3日(金)／16:00頃	
		発生場所	大阪市	
15	第1報 (速報)	建築物用途	共同住宅	
		事故の状況	エレベータ内にて、利用者が戸袋に手を挟まれる。	
	第2報 (詳報)	被害者の概要	0歳から5歳まで(1名) 右手四指にあざ(入院を要さない程度)	
		事故の原因	乗場扉に手を触れていたため	
16	第1報 (速報)	再発防止策	指づめ注意のシール貼付	
		発生日時	平成19年8月9日(木)／11:50頃	
	第2報 (詳報)	発生場所	豊中市	
		建築物用途	その他	
15	第1報 (速報)	事故の状況	エレベータ内にて、利用者の手が引き込まれ打撲。	
		被害者の概要	0歳から5歳まで(1名) 打撲(入院を要さない程度)	
	第2報 (詳報)	事故の原因	内扉に手を添えていたため。	
		再発防止策	ステッカーによる注意喚起	
15	第1報 (速報)	発生日時	平成19年7月29日(日)／16:05頃	
		発生場所	大阪市	
	第2報 (詳報)	建築物用途	集会所その他	
		事故の状況	エレベータ内にて、開き始めた扉に手が引き込まれ、枠により負傷。	
第1報 (速報)	被害者の概要	6歳から12歳(1名) 打撲(入院を要さない程度)		
	事故の原因	エレベータの扉に触れていたため、開き始めた扉に手を引き込まれる。		
第2報 (詳報)	再発防止策	従業員による注意の徹底		

14	第1報 (速報)	発生日時	平成19年7月29日(日)／14:50頃
		発生場所	大阪市
		建築物用途	図書館
		事故の状況	エレベーターが下降中、緊急停止したためフロアとの間に段差が生じ、利用者が気付かず転倒し、負傷。
	被害者の概要	65歳以上(1名) 打撲及び肉離れ(入院を要しない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	かごドア機構と乗場ドア機構が干渉し緊急停止。その位置が戸開許可範囲であったため、段差が生じた	
	再発防止策	・戸開許可範囲の調整 ・ドアが開く際にその旨の放送を行う	
13	第1報 (速報)	発生日時	平成19年7月3日(火)／16:34頃
		発生場所	八尾市
		建築物用途	共同住宅
		事故の状況	自転車後部に乗っていた、幼児が手を扉に挟む
	被害者の概要	0歳から5歳(1名) 打撲(入院を要しない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	誤って手を挟み、安全回路が作動し開閉が不能になった	
	再発防止策	使用者に対し注意喚起の文書を掲示	
12	第1報 (速報)	発生日時	平成19年7月10日(火)／14:20頃
		発生場所	茨木市
		建築物用途	その他
		事故の状況	エレベーター内にて、扉の隙間に右手を挟まれる。
	被害者の概要	0歳から5歳まで(1名) 打撲(入院を要しない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	本人が扉に手を添えていたため	
	再発防止策	注意喚起ステッカーの貼付	
11	第1報 (速報)	発生日時	平成19年6月19日(火)／11:20頃
		発生場所	東大阪市
		建築物用途	マーケット
		事故の状況	エレベーターにて、ドアが開いた際、戸袋に幼児の左小指と肘が引き込まれる。
	被害者の概要	0歳から5歳まで(1名) 入院を要しない程度	
第2報 (詳報)	事故の原因	自動ドアに手を添えてもたれていたため	
	再発防止策	ステッカーによる注意喚起及び貼付位置の再考	
10	第1報 (速報)	発生日時	平成19年6月9日(土)／11:27頃
		発生場所	大阪市
		建築物用途	その他
		事故の状況	エレベーター内にて、安全装置が作動し、閉じ込め事故発生。
	被害者の概要	20歳から64歳(4名) いずれも入院を要しない程度	
第2報 (詳報)	事故の原因	昇降路内にあるスチールテープが破断し、安全装置が作動し停止した。その際、落下したテープが安全装置に接触、エレベーターが停止。	
	再発防止策	ビット安全スイッチに保護カバーを取り付ける。 また、テープの取替え作業の手順を見直し、従来の目視による亀裂の有無確認に加え、破断検出テスターにより亀裂の確認を実施。	
9	第1報 (速報)	発生日時	平成19年6月5日(火)／7:30頃
		発生場所	大阪市
		建築物用途	共同住宅
		事故の状況	エレベーターとフロアとの段差に気付かず、転倒。
	被害者の概要	65歳以上(1名) 大腿骨骨折	
第2報 (詳報)	事故の原因	自転車をエレベーター内に乗り入れ、自転車後部が扉に接触かつ圧迫したことにより安全装置が作動。のち緊急停止し、かごとフロアとの間に段差が生じ、転倒の原因となった。	
	再発防止策	「エレベーター昇降中は扉に触れないで下さい」との注意喚起ステッカーを作り、かご室に貼り付け、注意を促す。	

8	第1報 (速報)	発生日時	平成19年6月5日(火)／7:30頃
		発生場所	大阪市
	建築物用途	共同住宅	
	事故の状況	エレベーターを利用中、急停止したことにより生じた段差につまづき、転倒。	
第2報 (詳報)	被害者の概要	65歳以上(1名) 被害症状不明(3週間以上の入院を要する程度)	
	事故の原因	自転車後部付近が、かご扉を圧迫し安全装置が作動し停止。その位置が戸開閉可能位置であったため段差が生じた	
第1報 (速報)	再発防止策	注意喚起ステッカーを貼付	
	再発防止策	注意喚起ステッカーを貼付	
7	第1報 (速報)	発生日時	平成19年5月26日(土)／16:00頃
		発生場所	大阪市
	建築物用途	百貨店	
	事故の状況	エレベーターに乗り込む前に前で倒れ、扉の溝に手を付いた際に手を横一文字に切る。	
第2報 (詳報)	被害者の概要	65歳以上(1名) 切り傷(入院を要さない程度)	
	事故の原因	乗り込む際にバランスを崩した	
第1報 (速報)	再発防止策	特になし(注意喚起シール貼付済)	
	再発防止策	特になし(注意喚起シール貼付済)	
6	第1報 (速報)	発生日時	平成19年5月13日(日)／13:52頃
		発生場所	大阪市
	建築物用途	博物館	
	事故の状況	特別展示を見学を訪れた客が、エレベーター上昇中、緊急停止し、他の12名と共に40分間閉じ込められる。	
第2報 (詳報)	被害者の概要	20歳～64歳(12名) 65歳～(1名) うち一名が体調不良(入院を要さない程度)	
	事故の原因	ドアスイッチ(かごドアが閉まっていることを確認するための法定安全装置)の接触不良による緊急停止。	
第1報 (速報)	再発防止策	ドアスイッチに関し、交換、定期清掃、接触抵抗値の測定と交換基準の設定、定期交換をそれぞれ実施、かつかごドア位置確認スイッチの動作位置の変更	
	再発防止策	ドアスイッチに関し、交換、定期清掃、接触抵抗値の測定と交換基準の設定、定期交換をそれぞれ実施、かつかごドア位置確認スイッチの動作位置の変更	
5	第1報 (速報)	発生日時	平成19年5月9日(水)／18:00頃
		発生場所	大阪市
	建築物用途	マーケット	
	事故の状況	母親同伴の2歳女児がエレベーターのドアに挟まれる	
第2報 (詳報)	被害者の概要	0歳～5歳(1名) 症状不明(入院を要さない程度)	
	事故の原因	自動ドアが閉まる際、手を離さなかったため	
第1報 (速報)	再発防止策	指づめ注意のステッカーを拡大し再取付	
	再発防止策	指づめ注意のステッカーを拡大し再取付	
4	第1報 (速報)	発生日時	平成19年5月17日(木)／11:35頃
		発生場所	東大阪市
	建築物用途	マーケット	
	事故の状況	エレベーターに乗る際、ドアに指を挟まれ負傷	
第2報 (詳報)	被害者の概要	0歳～5歳(1名) 外傷なし、打撲(入院を要さない程度)	
	事故の原因	利用者がドアに手を添えていたため	
第1報 (速報)	再発防止策	注意喚起について、店内放送により行い、かつ既に行っている喚起用のステッカー貼付の枚数を増やす。	
	再発防止策	注意喚起について、店内放送により行い、かつ既に行っている喚起用のステッカー貼付の枚数を増やす。	
3	第1報 (速報)	発生日時	平成19年4月4日(水)19:20頃
		発生場所	門真市
	建築物用途	共同住宅	
	事故の状況	エレベーターを利用中、昇降路内に入り込んだビニールひもが2階錠スイッチに絡まり安全装置が作動し、かご内に男性一人が閉じ込められた。	
第2報 (詳報)	被害者の概要	20歳～64歳(1名) 負傷なし	
	事故の原因	かごと扉の間にビニールひもが入り込んだため	
第1報 (速報)	再発防止策		
	再発防止策		

2	第1報 (速報)	発生日時	平成19年3月31日／(土)12:23頃
		発生場所	大阪市
		建築物用途	共同住宅
		事故の状況	エレベーター内で、制御盤のエラーにより、かごとフロアに段差発生。その結果バランスを崩し2名が転倒。
	被害者の概要	年齢等不明(2名) 軽症(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	かごと及びドアに負荷がかかったために、制御盤内にてドアエラーが発生し、停	
	再発防止策	各階及びかごとドアスイッチ他、各部点検。	
1	第1報 (速報)	発生日時	平成19年3月20日／(火)12:31頃
		発生場所	大阪市
		建築物用途	事務所
		事故の状況	エレベーター内で、安全装置異常発報による閉じ込め事故。
	被害者の概要	20歳から64歳まで(1名) 足の痛み(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	システムの不具合(制御駆動ユニットがロングランモードで走行した為と思わ	
	再発防止策	リレーと呼ばれる部品の交換頻度を高くすることで対応。また、ステッカーにて注意を喚起する予定。	
(参考) 対象外物件			
NO.	報告種別	記述項目	内容
25	第1報 (速報)	発生日時	平成20年2月4日(月)／17:40頃
		発生場所	羽曳野市
		建築物用途	共同住宅
		発生場所	羽曳野市
	被害者の概要	6～12歳(2名) 外傷なし	
第2報 (詳報)	事故の原因	制御盤内、戸閉用リレーの不良により戸開しなかった為。	
	再発防止策	戸閉用リレー交換及び各部点検	